㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
塩谷町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区与瀬字宮開戸一四三六のイ、一四三六のロ、一四三六のハ、一四三六のニ、一四三七、字横貝一四三八のロ、一四三八のハ、一四三九、一四四三のロの一、一四四三のロの二、一四四三のロの三、一四四三のロの四、一四四七の一、一四四七の二、一四四八、一四四九、一四五〇のイの二、一四五一、一四五二、一四五三のイ、一四五六のイ、字貝沢一四五七、一四五八のイ、一四五八の三、一四六一の一、一四六二の三、一四六五、一四六六のロ、一四六七、一四六八のイの一、一四六八のイの二、一四六八のロ、一四七二のロ、一四七二のハ、一四七二のニ、一四七三のイ、一四七三のロ、一四七四のイ、一四七五の一、一四七六のロ、一四七七、一四七九、一四八一、一四八二のイ、一四八二のロの一、一四八二のロの二、一四八二のハの一、一四八二のニ、一四八二の五、一四八三のイ、一四八三のロ、一四八四、一四八五のイの一、字桑久保一五二九の一から一五二九の六まで、一五三〇、一五三一のイの一、一五三一の二から一五三一の六まで、一五三二、一五三三、一五四二のイ、一五四二のロ、一五四三、一五四七、一五四八のイ、一五四八のロ、一五四八のハ、一五四八のニ、一五五三、一五五四のイ、一五五四のロ、一五五五のイの二、一五五六、一五五七のイの三、字打谷戸一六一八の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県足柄上郡山北町中川字小塚八九八のカの一、谷ケ字鳥手山一二一七の一、一二一七のロ、世附字上ノ山六八九、八一二の一から八一二の一〇まで、字日影山八二六の一〇、字栗ノ木日影八八七の一、字権現山九二四の一から九二四の三まで、湯触字用沢四五四のイの一の甲の一、四五五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区牧野字細久保一〇四八三の一、一〇四八三の二、緑区佐野川字和田峠六の四、字生藤山一〇三一の一、一〇三四の二、一〇三五、一〇三八の一、一〇三八の二、一〇三九の一、一〇三九の二、一〇四〇の三、一〇四一の一から一〇四一の三まで、一〇四三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　次の森林については、主伐は、択伐による。

塩谷町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

㈢　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈣　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　次の森林については、主伐は、択伐による。

長崎県大村市雄ヶ原町一七七二の一四・一七七三の三（以上三筆国有林）、一七七二の一、一七七三の一、一七七四の一、一七七四の三、一七七四の四、一七七六、一七七七、一七七九の一、東大村二丁目一七二〇、一七二一の一、一七二二の二、一七三四

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県大村市黒木町九一一の五（国有林）、七三五の五、七三五の六、七六七、九〇〇の三、九一一の一、九一一の二、九二二、九九三、九九四の一、九九四の二、一〇一一から一〇一三まで、一〇一八

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宇都東平一〇一八（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁並びに大村市役所及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）